

(様式第1号)

平成26年度 第2回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成26年7月10日(木) 15:30~17:30
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	議長 安東 由則 副議長 海士 美雪 委員 西田 俊一 委員 野村 克彦 委員 中村 整七 委員 守上 三奈子 委員 金木 友子 委員 往田 純子
事務局	社会教育部長 中村 尚代 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課管理係長 北條 安希 生涯学習課管理係 宇田 明日香
会議の公表	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

ア 平成26年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会について(報告)

イ 社会教育関係団体の新規登録について

ウ その他

(3) 閉会

2 提出資料

(1) レジメ

(2) 芦屋市社会教育関係団体登録申請書要領・書類一式

(3) 【資料1】芦屋市社会教育関係団体登録数(平26.7.10現在)及び平成26年6月申請団体数

(4) 【資料2】平成26年度社会教育関係団体登録申請団体一覧(6月申請分)

(5) 平成26年度近畿地区社会教育研究大会[大阪大会]パンフレット

(6) 平成26年度兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会資料

(7) 芦屋市阪神・淡路大震災 20 周年事業 ザ・サバイバル

3 審議内容

<安東議長>

議題アの平成 26 年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局：宇田>

平成 26 年 7 月 2 日（水）午後 1 時 30 分から平成 26 年度兵庫県社会教育委員協議会総会が行われ、議案 1 号から 4 号までが審議され承認されました。総会后、午後 3 時から午後 4 時まで、文部科学省生涯学習政策局 社会教育課長 谷合俊一様を講師に、『社会教育の一層の活性化に向けて ～社会教育委員の皆様に期待すること～』と題したご講演をいただきました。芦屋市からは事務局から 1 名と 5 名の社会教育委員の方が出席いたしました。

<安東議長>

出席された委員の方から総会並びに研修会について一言ずつ感想などお願いします。

<野村委員>

学校との絡みで放課後子どもプランについて説明があり、非常に興味深かった。

また、市町村の社会教育委員の会議の開催回数が、年間 2 回以下が 48%、約半分と少なすぎる印象を受けた。会議の回数が多ければよいというわけではないが、ある程度の頻度で会議を開催し、学ぶことは学んで、色々な活動をしていかなければならないと思いました。

<金木委員>

個人的に学校支援関係にある程度勉強している部分があるので、社会教育委員としての役割について、もう少し詳しく聞きたかったです。

<往田委員>

初めて研修に参加させていただきました。「社会教育委員の皆さまに期待すること」というテーマについては、心してお聞きし、少子高齢化に向けての風潮と地域を巻き込んで、地域ぐるみで活動していくと実行性があるように思いました。

<海土副議長>

色々な委員や団体がこれからは地域と一緒に協同し、地域の中で動いていくべきである

と思いますので、もう少し社会教育委員としての役割を具体的に聞きたかったです。

<安東議長>

社会教育委員は、色々な分野から集まって構成されているので、何ができるのかを自覚し、積極的に具体的な案を教育委員会に提案していかなければならないと思いました。

<安東議長>

ありがとうございました。議題アについて、ご意見ご質問等ございませんか。

— 意見なし —

ないようですので議題イの社会教育関係団体の新規登録について事務局から説明をお願いします。

<事務局：宇田>

まず、お手元の芦屋市社会教育関係団体登録申請要領をご覧ください。  
芦屋市社会教育関係団体は3年ごとの基準年に登録を行っています。直近では、平成24年が基準年となっておりますが、基準年以外にも、年に2回6月と12月に登録申請をすることができます。これに基づき、6月に申請があった団体についてまとめたものが、本日お配りしております【資料1】芦屋市社会教育関係団体登録数（平26.7.10）及び平成26年6月申請団体数一覧と【資料2】平成26年度芦屋市社会教育関係団体申請団体一覧となっております。

団体の登録につきましては、来月の教育委員の会議で諮っていただき承認された団体に対し、承認書を交付することとなります。教育委員の会議に提出するにあたり、これら申請団体が社会教育関係団体の登録要件を備えているか等、社会教育委員である皆様のご意見をいただきたいと思っております。

なお、登録要件は要領2ページにございますとおり、公の支配に属さない・社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行う・過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動である等でございます。

また、今回は体育館・青少年センターの使用料の見直しに伴い、今まで、体育館・青少年センターの施設使用料を全額免除されていた団体も、使用料の減免を目的とし、社会教育関係団体の登録申請をしているので、例年に比べ、申請件数は増えているのが現状です。

次年度の一斉更新を見据えて、社会教育関係団体の見直しを検討しています。これからどのような基準で社会教育関係団体を承認していくか、改めてご意見をいただきたいと思っています。

<安東議長>

説明を受けまして、ご意見をお願いいたします。

<西田委員>

社会教育関係団体の登録要件に「団体の代表者及び役員が、その活動に起因する対価を得ないこと」と定められおり、社会教育関係団体の登録をするために、私塾・文化教室と指摘されないように体育館の利用登録団体届の代表者の変更をする団体が増えているように思います。

芦屋市の社会教育関係団体の登録数は多いため、社会教育関係団体が私塾・文化教室ではないのであれば、土曜日や休日、放課後といった市の事業も社会教育関係団体が担っていけるのではないのでしょうか。社会教育がこれから重要になっていく上で、登録団体が地域の社会教育に貢献しているのかを考えるよい機会だと思います。

<安東議長>

今回申請があった団体は、体育館・青少年センターを利用しているのでしょうか。

<西田委員>

ほとんどの団体が昔から体育館・青少年センターを利用しています。

<守上委員>

Cool Kids Club については、月額 6,400 円で会員も 108 人もいると、月に 70 万円近くなるので、これは社会教育関係団体としてみなせるのでしょうか。

<野村委員>

Cool Kids Club と English World の代表者は同じですか。

<事務局：宇田>

代表者は異なります。もともと一緒に活動はされていたようですが、Cool Kids Club から独立した団体が English World です。

<野村委員>

English World の月額も 11,200 円と高いですが、会員以外の人も対象に広く活動できるように思えないのですが、何か特殊な活動をされているのでしょうか。塾とどう違うのでしょうか。

<西田委員>

もともとは、一緒の代表者だったように思います。今回、社会教育関係団体に登録するにあたり、代表者を変更したように思います。

会費の金額については、月額のコストが多いから社会教育関係団体としての登録ができないわけではなく、月数回の活動の団体もあれば毎日のように活動されている団体もあり、一概に月の会費金額だけでは判断できないと思います。活動内容と会費の使い道が活動経費として適切かが重要だと思います。

代表者が講師で謝金をもらっていたが、代表者を保護者の方に変更する団体と、代表者は変わっていないけれども、代表者が対価を得ていない団体があると思います。

「代表者と指導者が異なる」というところで、謝金の問題があると思うのですが、領収書か明細書は確認しているのでしょうか。

<事務局：宇田>

指導者は申請書に記載していただいています。謝金については、決算報告書を見ながら「誰に支払っているのか。」を口頭で確認をしていますが、領収書や明細書の確認まではしていません。

<西田委員>

地域還元内容で、「体験」や「見学会」のみを報告していきっている団体は、自分の団体に入ってもらうための手段であり、地域還元とは違うように思います。

<海士副議長>

形だけ整えても、結局は「塾や教室」に見えてしまい、社会貢献も意味が違うように思いますので、社会教育関係団体として登録するにあたり、このままでよいのかと感じてしまいます。

<西田委員>

団体が活動していく上で活動自体は否定しませんが、芦屋市の社会教育関係団体として登録するのはどうかと思います。

NPO法人は非営利な活動をされていて、役員は3分の1までは報酬をもらってよいのですが、芦屋市の社会教育関係団体は役員や代表者は対価をもらってはいけないので、NPO法人＝社会教育関係団体として認識されている方もいらっしゃると思います。

体育協会も役員は無償で職員を雇って給与を支払い運営しているので、社会教育関係団体として健全に活動していると自負できます。

<海士副議長>

NPO法人はもちろん職員が理事であってもかまいません。職員として給与をもらっているだけで、役員報酬をもらっているわけではありません。理事として役員報酬をもらっている人が3分の1を超えなければ問題ありません。

<西田委員>

NPO法人としては、問題がないと思いますが、芦屋市の社会教育関係団体は要件に「活動に起因する対価を得ることができない」とあるので、実費弁償以外は受け取れないため、かなり厳しいと思います。

社会教育関係団体を見直すにあたり、現在登録している団体も含めて、この部分を精査しないといけないのではないのでしょうか。

<安東委員>

社会教育関係団体として登録するにも承認しないにも納得してもらう基準を議論していかなければならないと思います。

<西田委員>

個人的な意見として、断る理由がないからといって、賛成する必要はないと思います。

「塾や教室」として活動をしている団体を整理するために、体育館・青少年センターが施設使用料の見直しを行ったと思いますので、そういった団体が社会教育関係団体として認められるのは本来の趣旨とは違うように思います。

<海士副議長>

自分たちがどのように活動したいかというスタイルはあると思いますので、社会教育関係団体に登録するために、活動スタイルを変えるのは違うと思います。団体のスタイルを変えてまでも、社会教育関係団体として登録したいと思うのでしょうか。

<守上委員>

会員が増えたら講師謝金が上がっていくのであれば、塾と同じように思うのですが、確認できるのでしょうか。

<事務局：宇田>

団体によって、謝金は異なりますが、会員の人数は関係ありません。

<西田委員>

会場使用料は提出されている申請書で確認できるのでしょうか。

<事務局：宇田>

確認することができます。収支決算書で会場使用料の記載がなく、収支予算書で新たに会場使用料が記載されている団体は、今まで、体育館・青少年センターを無料で借りていた団体だと思います。

<金木委員>

これからどんどん共働きの家庭も増えてくると思いますので、放課後に子どもを預ける先を考えていく上で、塾的・教室的などところに預けるのか、芦屋市の社会教育関係団体として登録している団体に預けるのかとでは、きちんと線引きができていないと、安心して子どもを預ける先を選ぶことができないと思います。

<安東委員>

社会教育関係団体の基準としてこういったことが挙げられるのでしょうか。

<海士副議長>

地域還元内容を具体的に示すことが必要だと思います。

<野村委員>

会員が自主的に運営されているのであれば塾や教室とは違うと思います。

団体の活動の発端として、講師が、会員を募って成り立っているのであれば、自主的に運営はされていないと思います。保護者が子どもの教育を考えて集まって勉強させたいという想いから、講師を招いているのであれば、自主的に運営されているように思います。

<往田委員>

社会教育関係団体の目的や趣旨に照らし合わせると市民の人がどなたでも参加できるというのは、会費の金額設定も含め、1つの線引きになると思います。

森川体操クラブの会の目的が「体操選手の育成」となっているため、この目的になると、誰もが参加できるという観点から、はずれてしまうように思います。

<事務局：長岡>

過去に申請を出した団体で、会場費やユニフォームを作るといった理由で会費が高く、チームが強くなるための競技スポーツとして活動しているとみなし、社会教育関係団体として承認できなかった団体もあります。

<事務局：中村>

申請を出された限りには、正当な理由で行政の処分を行わないといけません。

どういったところをもって社会教育関係団体として認めていくのか、これまで認められてきた団体との整合性も図りきちんと判断できる基準が必要だと思います。

「活動に起因する対価」についても、団体の活動全体をさしているか社会教育の活動のみをさしているのか、きっちり把握しておかないと今までとの整合性がとれないと思います。

<西田委員>

今までとの整合性はとれないと思います。今までと整合性をとっていくのであれば、団体の登録はどんどん増えていくので、この辺りで歯止めをかけないといけないと思います。

<金木委員>

他市の状況を確認することはできないのでしょうか。

<事務局：北條>

他市の状況を調べたものの、近隣で芦屋市と同じような登録を行っている市はないため、あまり参考になりませんでした。

<野村委員>

社会教育関係団体として登録を厳しくするのであれば、要領を変更していかなければならないと思います。

<西田委員>

基準はよいと思いますが、書類選考だけだとフィルターが機能していないと思います。

<安東議長>

社会教育委員が出来る権限はどこまでありますか。

<事務局：長岡>

この会議で、社会教育委員の皆さまからの意見について、生涯学習課で対応させていただけることは対応し、教育委員会で教育委員の皆さまに社会教育委員の会議での意見を報告するとともに審議していただきます。

<金木委員>

線引きはできないものの、会費と地域還元内容について教育委員会に意見として伝えてもらいたいです。



<事務局：中村>

地域還元内容については、申請団体に確認した上で、教育委員会でお伝えしたいと思います。当初に求めた以上のものは、今回求めるべきではなく、次回、一斉登録からとすべきと思います。

<野村委員>

社会教育関係団体と文化教室の違いについて「会員の総意で民主的に行われている」というものが具体的にチェックできる体制にしておかないと基準があるようでないように思います。基準が曖昧であれば、断れないと思います。

<事務局：長岡>

総会の資料を添付していただくということでしょうか。

<西田委員>

総会の資料はほとんどの団体が提出しているのでしょうか。

<事務局：北條>

申請書で総会の有無について確認しているだけで、総会資料は求めています。団体の構成員が少ない団体は、総会ではなく、役員会を開催している団体もあります。

<西田委員>

社会教育関係団体と私塾の違いは、「講師を全員の総意で決めている」はずなので、総会もしくは役員会が確認できる資料を提出してもらったらどうでしょうか。

本来であれば、事業計画や予算についても、「全員の総意」で決めますよね。

<海士副議長>

社会教育関係団体の申請を受付するにあたり、芦屋市社会教育関係団体登録申請書の様式を置きかえて、総会の資料を提出してもよいのでしょうか。

<事務局：北條>

様式第2号および第3号については、事業報告書・収支決算書・事業計画書・収支予算書になりますので、様式を置き換えて総会の資料を提出される団体もあり、受付させていただきます。

<安東議長>

今までの申請受付で総会もしくは役員会の提出を求めたことはありますか。

<事務局：北條>

求めたことはありませんが、芦屋市社会教育関係団体登録申請要領の4届出・登録方法(5)に「求められた書類を定められた期間内に速やかに提出してください」と定められているので、団体に提出をお願いすることは可能です。

<中村委員>

今回の申請は14団体のみですか。

<事務局：北條>

要件を満たしていなかった団体については、事前にお断りさせていただきました。

<中村委員>

明確ではないけれども、月謝を目的としている団体や施設使用料の減免を目的としている団体は、社会教育関係団体の登録を避けたいというのが委員の皆さんの意見だと思います。

チェック体制を強化するなり、要領を明確にし、要領に沿って判断できる基準が必要だと思います。

<安東議長>

他に何か判断できる基準として意見はないでしょうか。

<海士副議長>

今すぐには無理かもしれませんが、団体がどういった形で成り立っていったのかを確認できれば、「社会教育関係団体」として登録できるのか「私塾・文化教室」とみなすのか判断できるかもしれません。

<事務局：北條>

成り立ちは確認をしようと思うとなかなか難しいと思います。最近活動を始めた団体や昔から活動をしている団体についても異なってくると思います。

<海士副議長>

NPO法人の相談を受けていた時には、「なぜ、NPO法人を取得したいのか。」を確認するために、団体の成り立ちや、最初の想いを何回も聞き、結論を出していきました。

昔からある団体で、周りがある団体について、把握していれば、比較的判断できると思いますが、最近できた団体であれば、把握できていないと思います。知っている団体は得して、知らない団体は損をするのもおかしいと思いますので、判断をする基準は難

しいですね。

<事務局：長岡>

今回の申請団体は14団体ありますが、不承認とするには、承認できない理由が必要なので、個々の団体について何か意見はありますか。

<事務局：北條>

教育委員会で審議され、登録を行う団体については、カードを発行していますが、承認できなかった団体については、明確な理由を記載し、文書にて通知しています。

<野村委員>

月額の高額な費用が高い団体についても、「誰もが参加できる」という観点から、承認できない理由になってくるかもしれません。

<西田委員>

従来の団体も含め、地域還元内容もこれからきっちりしていく必要があると思います。

<野村委員>

提出されている会則から、「全員の総意」で運営できているか判断できませんか。

<西田委員>

体育館・青少年センターの利用に関しては、2ヶ月前から申請し、予約が重なってしまうと、じゃんけんによって利用者を決めます。もともと、1つの団体が分かれて2つになっている団体については、予約をスムーズに行うために、団体を増やしているように思います。

<金木委員>

見学会や体験会は塾やお教室でも実際行っているのですが、地域還元が、見学会や体験会のみとなると、社会教育関係団体としての活動とみなすのは難しいと思います。

<海士副議長>

ピラティススタジオ inner beauty については、団体の「スタジオ」という名前からも教室のイメージを受け、地域還元内容も体験会しか行っていないため、何人かが賛同して自分達のグループを作って、普及していきたいのかもしれませんが、指導者の人が「ピラティスを教えます。普及します。」と活動されているように思います。

<西田委員>

芦屋カルチュアクラブの活動場所である「芦屋カルチュアアカデミー」はどこにありますか。

<事務局：長岡>

大原町です。

芦屋カルチュアクラブは社会教育関係団体として以前登録されていたのですが、人数も減ってきたので、いったん登録をやめられていた団体です。長年活動をされているので、地域に貢献したいという気持ちから、総会で「再度、社会教育関係団体の登録を申請する」と決議されたそうです。

<安東議長>

申請していただいた全団体に次回の更新も見据えて団体の活動が総会もしくは役員会をもって任意で運営されているかを確認できる資料の提出を依頼するというところでよろしいでしょうか。

<西田委員>

施設使用料の減免目的だけの団体を社会教育関係団体として登録しないためにも、「社会教育関係団体になって何をしたいか。」を問うことが一番大事だと思います。

<往田委員>

社会教育関係団体の登録をするにあたって、施設使用料の減免以外に何かメリットはあるのでしょうか。

<事務局：長岡>

広報掲示板や広報紙の「市民のひろば」に掲載することが可能です。

<事務局：北條>

申請していただいた 14 団体に対して、総会もしくは役員会の資料を提出してもらい、団体が任意で運営しているかを確認し、社会教育関係団体へ登録しようと思った目的も確認させていただきます。

また、活動報告が体験会や見学会のみになっている団体については、他の活動を行っていないかも確認させていただき、社会教育委員の意見とし、教育委員会の資料として追加させていただくことでよろしいでしょうか。

<安東議長>

意見がないようですので、以上ですべての議事は終了いたしました。事務局から他何かございますか。

<事務局：宇田>

平成22年度より教育委員と社会教育委員との意見交換会を開催しております。今年度の意見交換会は、次回の社会教育委員の会議の前に開催することで教育委員と日程調整することができました。

次回の社会教育委員の会議の開催日は、平成26年10月9日（木）です。午後1時～3時で教育委員との意見交換会、3時～5時で第3回社会教育委員の会議を芦屋市役所 北館4階教育委員会室で予定しております。

<安東議長>

以上で第2回目社会教育委員の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上